

指定障害者支援施設 運営規程

社会福祉法人まりも会
清瀬療護園

障害者自立支援法に基づく清瀬療護園(指定障害者支援施設)運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人まリモ会が経営する清瀬療護園(以下「施設」という)において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえ、利用者の解決すべき課題、心身の状況等を考慮し、地域生活移行を視野に入れ、自立した生活が送れるように個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

6 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

7 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、区市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めるものとする。

8 施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

9 前各項のほか、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)に定める内容のほかその他の関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名 称 清瀬療護園

(2)所在地 東京都清瀬市竹丘 3 丁目 1 番地 72 号

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 当施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
- (2) 生活介護

(管理者の管理等)

第5条 施設には、専らその職務に従事する管理者を置く。ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、当該施設の他の職務に従事させ、又は当該施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 管理者は、当該施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- 3 管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 施設障害福祉サービスを提供するにあたって、施設に次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名
- (2) サービス管理責任者 1名以上(常勤職員)
- (3) 医師 1名(常勤職員)
- (4) 看護職員 9名(常勤職員7名、夜勤担当非常勤職員2名)
- (5) 理学療法士(マッサージ師含む) 1名以上(非常勤職員)
- (6) 生活支援員 65名以上(常勤職員 64名以上、非常勤職員 1名以上)
- (7) 栄養士 1名(常勤職員)
- (8) 調理員等 7名以上(常勤職員 4名以上 非常勤職員 3名以上)
- (9) 事務職員 2名以上(常勤職員 1名以上 非常勤職員 1名以上)

2 前項の職員のうち、施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの職員の職種、員数及び職務の内容は次ぎのとおりとする。

(1) 施設入所支援

ア 管理者(施設長) 1名(兼務)

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている施設障害福祉サービスの実施に関し、職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。

イ サービス管理責任者 1名以上(常勤兼務職員)

- ① サービス管理責任者は、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の生活に対する意向及び課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるような個別支援計画の作成についての管理を行う。
- ② 個別支援計画の原案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- ③ 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なア

セメントを含む。以下「モニタリング」という)を行うとともに、生活介護については少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画を変更すること。

- ④ 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- ⑤ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと。
- ⑥ 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

ウ 看護職員 9名(常勤兼務職員7名、非常勤兼務職員2名)

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

エ 生活支援員 65名以上(常勤兼務職員64名以上、非常勤兼務職員1名以上)

生活支援員は、夜間及び土・日曜・休日等において、入浴、排せつ又は食事の介護や日常生活上の相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動、日中活動、余暇活動の支援を行う。合わせて支援の記録及び保管に関することを行う。

カ 栄養士 1名(常勤兼務職員)

栄養士は、他部署及び関係機関との連絡調整を図りながら、利用者の心身状況及び嗜好を考慮するとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法の指導を行うとともに、利用者の食生活全般の業務及び栄養支援を行う。

キ 調理員等 7名以上(常勤兼務職員4名以上 非常勤兼務職員3名以上)

調理業務、厨房、食品倉庫食堂等の給食に関する場所の清掃、整理、その他給食に関する業務を行うとともに、栄養士と連携しながら、利用者の心身状況及び嗜好を考慮し、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、献立作成を行う。

調理業務に関わる職員以外の日中活動支援及び地域専任担当職員は、利用者及び地域で生活する障害者のニーズを受け止め、行政や地域の団体との連携を深めながら社会資源の拡充、地域における今後の事業展開などについて調査、立案する。

ク 事務職員 2名以上(常勤兼務職員1名以上 非常勤兼務職員1名以上)

他部署及び関係機関との連絡調整を図りながら、庶務、会計実務及び応接業務等必要な事務を行う。

(2)生活介護

ア 管理者(施設長) 1名(兼務)

(1)アに規定する業務内容を行う。

イ サービス管理責任者 1名以上(常勤兼務職員)

(1)イに規定する業務内容を行う。

ウ 医師 1名(常勤職員)

医師は、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

エ 看護職員 9名(常勤兼務職員7名、非常勤兼務職員2名)

看護職員は、医師の指導のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

オ 理学療法士 1名以上(非常勤兼務職員)

理学療法士は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

カ 生活支援員 69名(常勤兼務職員 68名、非常勤兼務職員 1名)

生活支援員は、主として昼間において入浴、排せつ又は食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事支援、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動、社会参加の機会の提供及び地域居住に関すること、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行う。合わせて支援の記録及び保管に関することを行う。

キ 栄養士 1名(常勤兼務職員)

(1)カに規定する業務内容を行う。

ク 調理員等 5名以上(常勤兼務職員 4名以上 非常勤兼務職員 1名以上)

(1)キに規定する業務内容を行う。

ケ 洗濯担当職員 2名以上(非常勤職員)

利用者の衣類及びおむつの洗濯等の支援を行う。

コ 事務職員 2名以上(常勤兼務職員 1名以上 非常勤兼務職員 1名以上)

(1)クに規定する業務内容を行う。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1)生活介護

ア 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを

除く。

イ 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

ウ サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月

3

日までを除く。

エ サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員等)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

(1)施設入所支援 60名

(2)生活介護 60名

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第9条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの主たる対象者は、次のとおりとする。

(1)施設入所支援

身体障害者(肢体不自由)

(2)生活介護

身体障害者(肢体不自由)

(施設障害福祉サービスの内容)

第 10 条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 個別支援計画の作成

(2) 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間・休日において、次に掲げるサービスを提供するものとする。

ア 食事の提供

- ① 正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。
- ② 食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- ③ 食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

イ 入浴及び清拭

ウ 排せつの自立についての必要な援助又はおむつを使用せざるを得ない利用者のおむつの適切な交換

エ 身体等の介護

オ 生活相談

カ 余暇活動

キ 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行うものとする。

ク アからキに掲げるサービスに附帯するサービス

離床、着替え、移動及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(3) 生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において掲げるサービスを提供するものとする。

ア 食事の提供

イ 身体等の介護

ウ 創作的活動

エ 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

オ 生活相談

カ 日中活動

キ 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年 1 回以上定期的に健康診断を行うものとする。

ク アからキに掲げるサービスに附帯するサービス

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言

(4) 社会生活上のサービス提供

ア 施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

イ 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族の同意をもって行うものとする。

ウ 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等を確保するよう努めるものとする。

(5) 全各号に掲げるサービスに附帯するサービス

(2) から (4) に附帯するその他必要な訓練、相談、支援、助言。

(内容及び手続の説明及び同意)

第 11 条 施設は、支給決定障害者から利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、施設障害福祉サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(利用者から受領する費用の額等)

第 12 条 都は、指定管理者が当該施設において施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 都は、指定管理者が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費及び訓練棟給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、都は、指定管理者が提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 都は、前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 施設入所支援

食事の提供に係る費用及び光熱水費

① 朝食 1 食につき 270 円 (うち食材料費 100 円)

② 昼食 1 食につき 650 円 (うち食材料費 230 円)

③ 夕食 1 食につき 650 円 (うち食材料費 230 円)

④ 光熱水費 日額 170 円 実費に相当する額

ただし、法第 34 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者自立支援法施行令 (平成 18 年政令第 10 号。以下「施行令」という。) 第 21 条の 3 第 1 項に規定する食事等の費用徴収基準額を、又は法第 34 条第 2 項において準用する法第 29 条第 6 項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、施行令第 21 条の 3 第 1 項に規定する食費等の負担限度額とする。

(2) 生活介護

食事の提供に係る費用

昼食 1 食につき 650 円 (うち食材料費 230 円)

ただし、施行令第 17 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1 日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 都は、第 1 項から第 3 項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域)

第 13 条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域は、次のとおりとする。

- (1)施設入所支援
都内全域とする。
- (2)生活介護
都内全域とする。

(提供拒否の禁止)

第 14 条 施設は、正当な理由なく施設障害福祉サービスの提供を拒んではならないものとする。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第 15 条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第 16 条 施設は、当該施設において施設入所支援を受ける利用者が同一の月に施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等(以下「指定障害福祉サービス等」という。)を受けたとき、または、当該施設において施設入所支援を受ける者を除く利用者から依頼を受けて、当該利用者が同一の月に施設が提供する指定障害福祉サービス等を受けたときは、それぞれの利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用(特定費用を除く。)の額から法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練棟給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、施行令第 17 条第 1 項に規定する負担上限月額、又は施行令第 21 条第 1 項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を区市町村に報告するとともに、利用者及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(勤務体制の確保等)

第 17 条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託することができる。

- (1)施設内外の清掃業務

- (2)リネン等の洗濯業務
- (3)調理業務
- (4)施設設備の保守運転等
- (5)自動車運転業務
- (6)前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務

3 施設は、職員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接に連携するなど必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第 20 条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条に規定する協力医療機関又は利用者の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 21 条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族(以下「家族等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 提供した施設障害福祉サービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により区市町村が、また、法第 48 条第 1 項の規定により知事又は区市町村長が行う報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等からの苦情に関して知事及び区市町村が行う調査に協力するとともに、知事及び区市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行

うものとする。

- 3 社会福祉法第 83 条(昭和 26 年法律第 45 号)に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護及び開示)

第 22 条 施設は、その業務上知り得た利用者又はその家族(以下「利用者等」という。)の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 施設の職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。
- 3 施設は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 施設は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。
- 5 指定管理者は利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者から依頼があった場合、その内容を開示する。

(身体拘束の禁止)

第 23 条 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録する。

(虐待防止に関する事項)

第 24 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるように努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(地域との連携)

第 25 条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第 26 条 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、事故の状況及び事故に際して採った処置等について、区市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置等を記録するものとする。

- 3 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第 27 条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
 - (1) 施設障害福祉サービスの提供の記録
 - (2) 施設障害福祉サービス計画
 - (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
 - (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
 - (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処理についての記録
 - (6) 利用者が、正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った区市町村への通知
 - (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練棟給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った区市町村への通知

(その他運営に関する重要事項)

- 第 28 条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について区市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人まリモ会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。